

資 料

2006年の韓国商法改正案における IT 関連条項に関する検討

金 淳 錫⁽¹⁾
大 塚 英 明⁽²⁾ 監訳
陳 景 善⁽³⁾ 訳

- 一 はじめに
- 二 韓国の商法改正案におけるIT関連条項に関する検討
- 三 おわりに

一 はじめに

韓国は、IT技術およびインフラの方面において、世界で最も高いレベルを誇っていると言われているが、これを活用して各種社会制度の迅速な改善を図ることはできなかった。特に、IT技術は、株主総会の電子化によって企業の管理費用を削減し、株式会社の決議事項に株主の参加を誘導することにより、企業統治の改善に資する重要な手段として認識されている⁽⁴⁾。それにもかかわらず、現行の韓国商法は、IT技術を取り入れた条項を設けていないため、時代に後れているとの批判がなされている。このような問題に照らして、今回の「商法（会社法）一部改正法律案」⁽⁵⁾（以下「商法改正案」と称す）は、IT

-
- (1) 全南大学校，法科大学，助教授。
 - (2) 早稲田大学法務研究科，教授。
 - (3) 早稲田大学法学学術院，助手。
 - (4) 金淳錫「株主総会電子化に関する研究」（以下「株主総会電子化」という），韓国上場会社協議会，2006年第1版。
 - (5) 商法改正案で導入される予定である執行役員制度，会社機会（Corporate Opportunity）の流用禁止，二重代表訴訟などに関する各界の意見が対立している。このような状況の下で，法務部は，国民世論の総合的な検討のために「商法争点事項調整委員会」を設置し，2007年2月末まで運営した。調整委員

技術を商法に取り入れるための条項を大幅に追加した。

本稿は、韓国の法務部が2006年10月4日に公表し、2007年に国会に上程する予定である韓国の商法改正案における IT 関連条項⁽⁶⁾について考察したものである。韓国の2006年商法改正案は、電子投票および電子公告制度を導入し、株主提案、議決権の不統一行使、少数株主による株主総会の招集請求などの電子文書化が盛り込まれている。また、株式等の電子登録制度導入のための規定も設けられている。

二 韓国の商法改正案における IT 関連条項に関する検討

1 電子通知について

株主総会の招集通知の電子化は、2001年商法改正によって導入された（韓国商法第363条第1項）。2006年5月4日時点の統計によると、韓国有価証券市場における662社の上場会社⁽⁷⁾のうち59.1%に相当する391社が定款において株主総会の招集通知につき「書面または電子文書」の方式を採択している。しかし、現実に株主総会の招集通知において電子通知の方式を実行している企業は

会の審議の結果を土台に、商法における争点事項を整理し、その後、2007年3月以後に改正案を国会に提出する予定となっていた。法務部ウェブサイト「商法（会社編）改正案における争点事項公開再論議」<http://www.moj.go.kr/>参照。しかし、IT 関連の内容については、別途異論がなかったため、本稿で紹介した内容がほぼそのまま立法に反映される見込みである。なお、2006年6月に法務部会社法改正特別分科委員会が発表した「会社法改正に関する要綱試案」の主要な内容を紹介した日本語版文献一権種浩、「韓国の会社法改正に関する要綱試案の概要」、黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の理論（上）（江頭憲治郎先生還暦記念）』（2007年・商事法務）145頁～163頁を参照されたい。但し、要綱試案の名称は、変更され、2006年10月からは、「商法改正案」として公表されていた。

- (6) この論文において取り上げる IT 関連条項は、株主総会の招集通知、招集公告、議決権行使、議事運営などにおける電子的方法の活用に関するものに限定する。
- (7) 2007年3月13日時点で、現在韓国で唯一の証券取引所である「証券先物取引所」に上場されている法人数は、有価証券市場に735社、コストックに974社、合計1,709社である。証券先物取引所のホームページ参照 <http://www.krx.co.kr>。

はばないのが実情である⁽⁸⁾。その理由は、関連する詳細な規定が設けられておらず、電子通知制度を導入した場合にも、経費節減の効果があまり大きくないと企業が認識していたからである。実際、招集通知が電子化されたとしても現行の韓国商法のように株主総会の参考書類または議決権行使の書面等を電子的方式で提供するための根拠規定が存在しない場合、電子通知制度の効果は、期待し難いところである。

法務部の商法改正案第363条第1項は、株主総会の招集通知に関する規定として、「書面による通知を発送するか、または『各株主の同意を得て』電子文書により通知を発送しなければならない」と定められている。即ち、今回の改正案では、招集通知の電子化において、「株主の同意」を要するとする内容が追加された。2001年改正においては、電子通知制度が導入されたが、「株主の同意」に関する規定は設けられておらず、会社は電子通知制度を選択することができるのみ規定されていた。しかし、これに対して、電子書類を受領する設備を具備していない株主の株主権を侵害し、比較法的な観点からみても、株主の同意が求められているアメリカおよび日本などの主要な先進国の立法体制ともそぐわないという批判があった⁽⁹⁾。今回の改正案は、こうした批判を受け入れた妥当な立法であると評価できる。

現行商法第363条第1項は、招集通知の方式における電子書類の様式について規定しているが、電子書類に関する定義規定を置いていない。そこで、商法上の電子書類の概念は、「電子取引基本法」上の電子書類の概念を活用するほかないのが実情である⁽¹⁰⁾。電子取引基本法では、電子書類について「情報処理システムにより電子的形態で作成し、送・受信または保存された情報である」と定義している（同法第2条第1号）。しかし、この概念の解釈についても対立する学説がある。即ち、フロッピーディスクまたはCD-ROMに電子

(8) 韓国上場会社協議会、「上場会社定款記載類型」、『上場』第379号（2006.7.），88頁。日本の場合には、2006年度の株主総会で招集通知の電子化を採用した会社は2005年に比べ7社増加の46社であり、未だ活性化されていないと思われる（商事法務研究会編、「株主総会白書（2006年版）」），商事法務第1784号（2006），118～119頁参照。

(9) 鄭敬永，『IT化関連会社法改正意見』、『商事法研究』第24巻第2号（2005），239頁。洪復基，「電子株主総会制度の導入」、『商事法研究』第22巻第3号（2003），206頁。

(10) 李哲松，会社法講義第14版，2007年404頁。崔竣，会社法第2版，2007年，325頁。

通知の内容を保存して交付する場合、情報処理システムによる送・受信ではないという点で、電子書類による招集通知に該当しないという見解⁽¹¹⁾である。しかし、電子書類は、電子的形態で作成すれば十分であるとする見解もあり、同見解⁽¹²⁾が妥当であると思われる。

一方、電子取引基本法は、その適用範囲を電子取引に限定している。従って、これを団体的、組織的な法律関係である商法上の株主総会にそのまま適用するのは難しい⁽¹³⁾。電子取引基本法は、他の法律に特別な規定がある場合を除いてあらゆる電子取引に適用される（同法第3条）。ここでいう電子取引というのは、「財貨や用役を取引するにおいてその全部または一部が電子文書によって処理される取引」をいう（同法第2条第4号）。従って、電子取引基本法は、電子文書によって処理される「財貨や用役」の取引を適用対象とする。しかし、株主総会の招集通知など会社関連組織法的行為は、財貨や用役の取引ではないので、電子取引基本法を適用できなくなる。その結果、電子取引基本法における電子書類に関する概念を電子通知などの会社法上の組織法的行為に適用するのには困難が生じる⁽¹⁴⁾。そこで、これらの問題点を解決するために、商法に電子書類の概念条項を別途設けるのが妥当であるという主張がなされている⁽¹⁵⁾。立法論的には、株主総会の招集通知の方式を「電子文書」に限定すると多様な電子的通知方式の発展を阻害する要因になるおそれがあるため、「電子的方法」に改正するのが妥当である⁽¹⁶⁾。この改正によると、多様な通知方式を活用することができ、今後の技術の進歩に柔軟に対応することがで

(11) 鄭大翼,「電子公示制度に関する法的考察」,『商事法研究』第22巻第3号(2003),246頁。

(12) 金性倬,「電子株主総会の法制化に関する研究—電子化時代における企業統治問題に関する新たな接近方法の模索」,『比較私法』第11巻第3号(韓国比較私法学会,2004),310頁。

(13) 前掲注(12)307頁。

(14) 李哲松,「電子取引基本法の改正方針—電子書類を中心に」,『インターネット法律』第5号(2001),9~11頁。鄭竣雨,「商法上の株主および会社の書面行為の電子化方案」,『比較私法』第10巻第3号(2003),359頁。

(15) 前掲注(12)307頁。鄭完溶,「電子取引基本法に関する検討—改正方針を中心に」,『慶熙法学』第36巻第1号(2001),270~271頁。前掲注(14)鄭竣雨359頁。

(16) 樵種浩,「議決権行使の電子化など電子株主総会実現方案に関する研究」(韓国証券法学会,2004),47頁。

きる。なおこの点は、今後制定される予定である商法施行令において、「電子的方法の種類と内容」を明確に規定することによって、電子取引基本法を援用することなく商法自体で解決することが望ましい。このような施行令を規定するに際して、2006年2月に公布された日本の会社法施行規則第230条より示唆を得ることが考えられる⁽¹⁷⁾。

また、電子通知を承諾した株主に対しては、株主総会の参考書類や議決権行使書面を電子的方法で提供する旨の条項を第363条に含めて改正する必要がある。法務部の改正案は、電子投票制度を採択した場合に、これを認めているが、電子通知制度を採択した場合については、規定していない。

2 電子投票制度について

商法改正案は、株主の議決権行使の電子化に関し、一つの条文のみを置いて残りは施行令に委任している。まず、その導入方式についてであるが、会社は定款の規定に基づき取締役会の決議によって株主が総会に出席しないで電子的方法により議決権を行使することができる（改正案第368条の4の第1項）。会社が株主総会の招集通知または公告をする場合には、電子的方法で議決権を行使することができる旨の内容を通知または公告しなければならない（同条第2項）。会社が電子的方法による議決権の行使を定めた場合、会社は議決権行使に必要な様式および参考書類を株主に電子的方法で提供しなければならない（同条第3項）。会社は、議決権行使に関する電子の記録を株主総会の終了日から三ヶ月間本店に備え置き、これを5年間保存しなければならない（同条第5項）。

一方、株主が議決権を電子的方法で行使する場合、株主本人の確認手続きなどその他必要な事項は大統領令に委任されている（同条第3項および第6項）。その際、施行令において本人確認の手続き規定を置いている場合、真正性の確認や保安のために電子認証や電子署名を要求する可否かが問題になる⁽¹⁸⁾。これに対して、電子署名が必要であるとする見地から⁽¹⁹⁾、電子投票は

(17) 金淳錫，株主総会電子化，68頁。

(18) 一般的に、電子文書の真実性の確認には、電子署名や電子承認を利用している。

(19) 鄭完溶，「望ましい電子投票インフラの構築方案」，『商事法研究』第23巻第3号（韓国商事法学会，2004），218頁。朴瑛根「インターネットと株主総会」，『ソウル大学法学』第42巻第1号（2001），123頁。鄭快永，「株主総会の電子化に関する立法論的考察」，『商事法研究』第21巻第3号（韓国商事法学会，

容易に偽造され、権限がないものによって行使される可能性が高いため、電子署名が付されている電子投票のみ会社に対して対抗力を有する旨を法律において規定しなければならないとする見解も示された⁽²⁰⁾。

しかし、本人を確認するために、「公認電子署名された」電子書類を使用しなければならないとする旨を法律において規定するのは望ましくないと思われる。本人確認の方法は、関連技術の発展によって絶えず新しい形態が現れる可能性があり、法律で特殊な方式を規定するとむしろ技術に対して中立的な立場をとることができない。究極的に、本人確認のために如何なる方式を採択するかは、会社の裁量に委ねるのが妥当であるとみることができる⁽²¹⁾。従って、施行令には「会社が株主を確認する合理的で妥当な手続きを具備しなければならない⁽²²⁾」という程度の規定のみを置いて、会社が自主的に決定することができるようにするのが望ましい。

書面投票をした株主は、電子的方法で議決権を行使することができないという改正案第368条の4第4項は、今回のIT化を促進する改正趣旨とは相反する規定である。もっとも、現実的にこれらの事例が発生することは極く稀であろう。その理由は、現在書面投票制度は韓国で死文化されほとんど適用されていないため、各企業が電子投票制度を導入する場合、書面投票と平行して採用するとは思われないからである。しかし、法理的な側面から見る場合、書面投票と電子投票間に優劣の問題はないにもかかわらず、法規定において一方的に書面投票の優先的効力を認めるのは問題であると思われる。意思表示の一般原則上、到達主義によると、後に到達した議決権行使が先に到達した意思表示を撤回したとみなさなければならない⁽²³⁾。その見極めが難しい場合、会社が事前に議決権行使書面または招集通知に、電子投票と書面投票の中で優先順位を定める方法を株主に予め知らせ、それによって処理する方式が妥当である⁽²⁴⁾。

2002), 337頁。

(20) 前掲注(9) 鄭敬永246~247頁。

(21) 前掲注(9), 洪復基文211頁。神田秀樹・神作裕之・中西敏和・千葉良雅, 「新春座談会—IT革命の展開とわが国会社法の課題」, 商事法務1583号(2001. 1. 15) 23頁, 神田秀樹教授発言。

(22) Del. Code Ann. tit. 8, §211(a)(2) (2000) 参照。

(23) 朴哲泳, 「会社法IT化に関連する改正事項に関する考察」, 討論文, 『商事法研究』第25巻第2号(韓国商事法学会, 2006), 249頁。

一方、商法改正案は、第367条第2項を新設して「会社または発行済株式総数の100分の1以上に該当する株式を有する株主は、株主総会の招集通知手続或いは決議方法の適法性調査のために、総会前に裁判所に検査役の選任を請求することができる」としている。この条項は、総会検査役の選任範囲を拡大して、電子投票制度が導入される場合の投票管理⁽²⁵⁾及び議事運営の公正性を確保するための規定であるが、これは妥当な立法であると評価することができる。ただ、改正案の第367条第2項において、検査役選任請求権の主体を株主に限定した点については改善する必要がある。この制度が事後紛争を防止するためのものであるという点を勧案するならば、選任請求の主体に株主のみではなく会社自身も含めなければならないであろう。

施行令において規定される電子投票の行使期間は、電子投票制度自体のみではなく、今後の電子株主総会制度導入の可能性とIT技術の発展などを考慮して決定されなければならない。この点につき、制度の施行初期段階である現在の状況下では、総会前日の営業時間の終了時限と定められており⁽²⁶⁾、将来IT技術の発展をもって電子投票が安定的に即時に集計可能となれば、総会開会後決議の前までに延長しなければならないかもしれない。また、電子投票の行使期間は、電子投票の撤回問題と関連して考慮されなければならない。株主が電子投票をした後、総会に出席して、表決に参加しようとする場合には、電子投票を撤回したものとみなさなければならない。従って、株主総会の会場に入場する時に、当該年度に株主が電子投票をしたか否かについて確認する必要がある。よって、電子株主総会が導入される前の電子投票は最小限総会開会以前に締め切られるのが望ましい⁽²⁷⁾。

そこで、現行制度の下では、電子投票は株主総会が開催される前に完了する。万が一、株主総会で修正動議が提案された場合、修正案の表決に対し電子投票による議決権行使をどのように扱うかが問題となる。この場合には、株主

(24) 日本会社法施行規則第63条第4号ロおよび第66条第1項第3号参照。

(25) 電子投票の公正な管理方法は、大きく三つに分けられる。即ち、取締役会から独立した第3の機関を選定して投票管理を行うか、少数株主が株主総会の検査役の選任を裁判所に請求できるとするか、または、株主総会の終結後、電子投票関連文書を一定の期間保管し、株主が閲覧・謄写できるようにするなどの方法が考えられる。（金淳錫，「株主議決権行使の電子化」，『成均館大学法学』第15巻第2号（2003），183頁）。

(26) 日本会社法第312条第1項および同施行規則第70条参照。

(27) 前掲注（17），79～80頁。

の議決権に忠実に解決することが妥当であると思われる。すなわち、原案に賛成、反対、棄権などを選択することができるようにし、議決権を行使する電子的記録に株主の意思をより明確に表わすことができるような記載をすることが合理的であると考えられる。また、議決権行使を撤回するか変更した場合、あるいは二重に投票した場合などに対しても事前にその処理方式を株主に公示し、その方式に従って処理しなければならないであろう⁽²⁸⁾。

一方、株主総会の参考書類に虚偽の記載をし、または重要な事項を漏洩することにより株主が意思決定を誤った場合には、これは総会招集手続きに瑕疵があるという理由で決議取消の対象となる。そこで、会社の参考書類に虚偽事実が記載され、または重要な事項が漏洩されないよう、過料を賦課する旨の規定を置き、これらを規制する必要がある⁽²⁹⁾。

前述したように、商法改正案は、電子投票制度の導入を会社が自主的に取締役会決議を通じて推進するよう規定した（改正案第368条の4第1項）。しかし、このように任意的に制度を導入すると、上場会社の場合、「発行会社の要請による証券預託決済院の議決権行使制度⁽³⁰⁾」（以下「shadow voting」と称す）によって会社が容易に決議要件を満たすことができるので、電子投票制度を採択する要因は多くない。2002年にこの制度を廃止するための証券取引法改正案が発議された事があるが、書面投票や電子投票など代案が用意されるまで

(28) 前掲注 (17), 76~77頁。

(29) 前掲注 (23), 249頁。日本会社法第976条第1項参照。

(30) この制度は、shadow voting と称され、当初は株主総会の開催が円滑に進むまでの過渡的制度として1991年に証券取引法に導入された。証券預託決済院の名義で名義書替された株式を保有している株主が、株主総会会日の5日前までに証券預託決済院にその議決権行使の意思を表示しなければ、一定の例外を除いて、証券預託決済院がその議決権を行使することができるという制度である（証券取引法第174条の6第5項）。この際、証券預託決済院は、「株主総会に出席した株式数」（証券預託決済院が議決権を行使できる株式数とそれ以外に本人が自ら議決権を行使できる株式数を合計したもの）から、「証券預託決済院が議決権を行使できる株式数」を差し引いた株式数の議決内容に影響を及ぼさない方法で議決権を行使しなければならない（同法施行令第78条の7第1項）。すなわち、総会に出席した株主らの賛否投票の比率によって預託された株式の議決権を行使するものである。発行会社は、株主総会の期日の7日前までに証券預託決済院に議決権行使を要請しなければならない（証券業監督規定第7-22条）、（有価証券預託および決済などに関する規定、証券預託決済院第38条の3）。

議論は保留された。特にこの制度運営の実態は、会社が株主総会決議のために株主の総会参加を誘導し、株主に配慮した意思決定をすることに対しては否定的に作用している。株主総会を開催する公開会社の決議要件⁽³¹⁾が満たされない場合、証券預託決済院に要請して容易にこれを満たすことができることから、一方的に会社にとって都合のよい制度であり株主総会の形骸化を深化させる要因となるため、これについては批判がある⁽³²⁾。

ここから商法改正案は、株主総会の決議要件を1995年改正法前の状態に復帰させているが、これはshadow voting制度を存置することを前提としているようにみえる⁽³³⁾。すなわち、普通決議の場合、発行済株式総数の過半数の株式を有する株主の出席とその議決権の過半数の賛成を要するとし（商法改正案第368条第1項）、特別決議については発行済株式総数の過半数を保有する株主の出席とその議決権の3分の2以上の賛成を要すると規定した（改正案第434条）。しかし、決議要件が再度強化されたとしてもshadow voting制度が維持される限り、株主総会の形骸化問題を改善するには一定の限界がある。従って、電子投票制度が導入された後は、株主権および株主総会に対する株主らの認識の変化と、実際の株主総会出席率の変化の推移などを勘案して、shadow voting制度は徐々に廃止されなければならないであろう⁽³⁴⁾。

3 株式等に関する電子登録制度

株式と社債の電子登録制度（日本の株券不発行制度に該当⁽³⁵⁾）の導入に関

(31) 韓国の株主総会決議要件は、1995年前後に大きく変更された。それ以前は、発行済株式総数の過半数の出席（定足数）と、出席した議決権の過半数（普通決議）または3分の2以上（特別決議）の賛成を決議要件としてきた。しかし、1995年改正法は、定足数要件を廃止して、普通決議の場合、出席した株主議決権の過半数で、かつ発行済株式総数の4分の1以上の賛成を要することとし、特別決議については、出席した株主の議決権の3分の2以上で、かつ発行済株式総数の3分の1以上の賛成を要すると規定した（商法第368条第1項、第434条）。

(32) この制度に対する批判は、前掲注（12）、335頁。李哲松、「現代会社の所有構造の変化および会社法論理の再樹立」、『法経制研究（II）』（韓国開発研究院、1995年）、79～84頁参照。

(33) 洪復基、「株式会社の統治構造に関する2006年会社法改正試案」、『商事法研究』第25巻第2号（韓国商事法学会、2006）、186頁。

(34) 金在範、「書面投票制度を利用した株主総会の運営」、『経営法律』第12巻（韓国経営法律学会、2001）183頁。李哲松、前掲注（32）の論文、84頁。

する規定を、商法、証券取引法、特別法のうちいずれに規定すべきであるかについては議論があった。改正案は、電子登録制度に関する基本的事項につき、商法で規定した具体的法律関係に関するものは、特別法で規定すべきという意見を受け入れた⁽³⁶⁾。この際、別途の特別法を制定する場合、証券取引法に関連規定を置く方式と電子登録制度に関する新たな特別法を制定する方式を考えなければならない。現在、証券取引法は「資本市場および金融投資業に関する法律案⁽³⁷⁾」に含まれており、2006年12月29日の国会に上程されている。この法律は、個別業法、市場法、企業法、投資者保護法の性質を有する総合的な法律として、技術的性格が強い電子登録制度を受け入れるのには不適切であると考えられる。従って、電子登録制度に関する特別法を制定して導入する方式が妥当であるように思われる⁽³⁸⁾。

商法改正案に従うと、会社は株券を発行する代わりに、定款の定めにより公認された電子登録機関の電子登録簿に株式を登録することができる。この場合、公認された電子登録機関の電子登録簿は、株主名簿とみなす（商法改正案第356条の2第1項）。会社は、会社が成立した日または引受け価額の払込み後すみやかに株式の電子登録をしなければならない（同条第2項）。電子登録簿に登録された株式の譲渡または質入は、電子登録簿に登録して初めて効力が生じる（同条第3項）。電子登録簿に株式を登録した者は、その登録された株式に対し権利を適法に保有しているものと推定される。こうした電子登録簿を善意および重大な過失なく信頼して第3項の登録によって権利を取得した者は、その権利を適法に取得する（同条第4項）。電子登録簿による株式の発行を定めた会社の株主は、株券の発行を請求することができない（同条第5項）。電子登録機関の指定およびその他必要な事項は大統領令によって定められる（同

(35) 韓国では、債券などに対しては、既に電子登録制度を試行しているが、株式の電子登録制度については、いまだ立法化されていない。現在、同制度の実務を担当している証券預託決済院が、2007年度の関連法案の国会上程を目標として、立法案を準備しているところであり、関連政府部署としての財政経済部もこの制度の導入に積極的な立場であることが知られている。

(36) 鄭完溶,「会社法のIT化関連改正事項に関する考察」(以下「IT化改正事項」という),『商事法研究』第25巻第2号(韓国商事法学会,2006),223頁。前掲注(9),鄭敬永265頁。孫晋華,「株式等に関する電子登録制度の導入案」,『商事法研究』第22巻第3号,韓国商事法学会2003年,104頁などを参照。

(37) これは、日本の金融商品取引法と類似した法律である。

(38) 韓国証券法学会,「電子証券制度の法制化方案」,2006年10~12頁。

条第 6 項)。

改正案第356条の 2 第 6 項で電子登録機関の指定を大統領令で定めると規定したが、電子登録制度に関する特別法が制定された場合には、その法で規定することになるであろう。従って、第 6 項は、「株式の電子登録制度に関するその他必要な事項は、大統領令で定める」と修正するのが妥当であると思われる。

一方、会社は社債を発行するが、定款の定めにより公認した電子登録機関の電子登録簿に社債を登録することができる。この場合、商法改正案第356条の 2 第 3 項ないし第 6 項を準用する（商法改正案第478条第 3 項）。

改正案は、有価証券の電子化のための根拠規定を置いている。すなわち、有価証券は公認された電子登録機関の電子登録簿に登録して発行することとし、この場合、株式の電子登録制度に関する改正案第356条の 2 第 3 項ないし第 6 項を準用することとした（改正案第65条第 2 項）。

4 電子株主名簿

株式などの電子登録制度が導入されると、電子登録簿が現行株主名簿を代替する機能を果たすので、株主名簿は電子化されることとなる⁽³⁹⁾。電子登録制度の導入には、改正法が成立した後にも、準備作業に最低 3 年以上が必要であるとみられる。

2006年 6 月に発表された法務部要綱試案は、電子株主名簿に電子メールアドレスを記載するように規定し（商法改正案第352条の 2 第 2 項）、電子メールアドレスの秘密保持義務を会社に賦課し、株主名簿を閲覧させる場合には、電子メールアドレスを除いて閲覧させることとする（同条第 3 項）⁽⁴⁰⁾。その他、電子株主名簿の備置、公示および閲覧の方法については大統領令で定めると規定した（同条第 4 項）。しかし、この要綱試案第352条の 2 第 3 項に対し企業に負担を与えすぎているという批判がなされたため⁽⁴¹⁾、2006年10月に公表された商法改正案では同条第 3 項を削除した。

(39) 株主名簿の名義書換に際し、名義書換代行会社を選任する場合、現在商法上の根拠はないが、書面文書を作成しないで、電子的方法で作成されているため、事実上電子化されているといえることができる。前掲注 (23) 247～248頁参照。

(40) 前掲注 (36)、鄭完溶220頁。

(41) 前掲注 (23) 248頁。

電子メールアドレスを株式登録簿 (Aktienregister) に登録するよう規定しているドイツの場合、株主は「自身の資料のみ」閲覧することができるとしている (ドイツ株式法第67条第1項, 第6項)。これに対し、このような条項を設けていないアメリカ⁽⁴²⁾ と日本⁽⁴³⁾ は、電子メールアドレスを電子株主名簿に記載していない。韓国商法第396条第2項も株主名簿の閲覧対象について株主自身の資料に限るとする規定がないため、アメリカおよび日本と同じ類型であるとみることができる。従って、電子株主名簿に電子メールアドレスを含めないように改正しなければならない。仮に、電子メールアドレスを電子株主名簿に記載して会社が電子株主名簿を閲覧させる場合、電子メールアドレスを除いて閲覧させるとする方式をとると、企業に相当な負担をもたらすことになる。

一方、商法396条第2項は、株主名簿閲覧に対して何らの制限事由も規定していないが、株主の個人情報を保護し、謄写の濫用などによる弊害を防止するために一定の制限事由を付加するのが妥当である⁽⁴⁴⁾。

また、商法改正案は社債券を発行する代わりに、電子登録機関が公認した電子登録簿に社債権者の権利を登録するよう規定し (第488条第5号)、社債電子登録制度についての条項を置いている。

5 電子公告

商法改正案によると、会社の公告に関し官報または時事に関する事項を日刊紙に掲載してから、「定款の定めにより電子的方法による公告」をすることができる (改正案第289条第3項)。電子公告の期間については、インターネット上の会社のホームページに公告する場合、会社は大統領令が定める期間まで継続して公告すべきことを規定し、財務諸表を会社のホームページに公告する場合は2年⁽⁴⁵⁾ まで公告すべきことを規定した (同条第4項)。また、会社が電子的方法により公告する場合には、揭示期間、揭示内容について証明しなければならない (同条第5項)。電子的公告に関するその他の事項は、大統領令で定める (同条第6項)。

(42) Del. Code Ann. tit. 8, §219(a) (2000) 参照。

(43) 日本会社法第121条。

(44) 日本会社法第125条第3項参照。

(45) 定期総会で財務諸表の承認後2年以内に別途決議がなければ、会社は、取締役と監査役の責任を免脱したとみなすとする商法450条の期間に関する規定に従う。

商法改正案は、財務諸表の電子公告期間を2年と規定し（改正案第289条第4項）たが、筆者は、これを5年と修正した方が妥当であると思う。改正案は、財務諸表に対する取締役と監査役の責任免脱期間を公告期間として設定しているが、商法上の財務諸表などの備置および公示期間が5年である点を勘案すると（商法第448条第1項）、公告期間を5年に延長するのが妥当である。公告期間を2年に制限する場合、2年後5年以内に株主が財務諸表を閲覧しようとする場合、会社閲覧を申請しなければならないからである。5年間公告することとすると、株主と会社、いずれにとっても有益である。

一方、決算公告に関する内容は、他の公告事項と区分して規定するのが望ましい。公開会社の決算公告の場合には、金融監督委員会の電子公示システムである「DART (Data Analysis Retrieval Transfer₍₄₆₎)」を通じて公示されるので、これを会社公告制度に二重に公告する必要はないとみている。二項目以上の株式を保有した株主の立場からは、DARTにあらゆる上場会社の決算内容が公示されるので、個別の企業ごとに公告ウェブサイトを訪ねるよりむしろ効率的であるからである。非公開会社の場合にも、決算の電子公告については、他の公告事項と区分して立証責任を緩和することが望ましい。

施行令に規定される電子公告の方法と立証の問題については慎重に扱う必要がある。この点、日本の調査機関制度は、相当な負担を伴う制度といえよう。むしろドイツのように裁判所に電子公告サイトを開設して、そこに義務的に公告し、それに追加して各会社のホームページに公告するようにすれば、立証の問題が解決されるように思われる。

一方、法務部の商法改正案では言及されていないが、電子公告制度の導入とともに日本のように社債権者保護の手続きを簡略化する必要がある。すなわち、裁判所の電子官報に加え、電子媒体に公告する場合、企業構造の調整手続きにおいて「既存の債権者」に対する個別催告を省略することができると思われる（ただし、分割会社の不法行為の債権者は除く）₍₄₇₎。また、特別な法的効

(46) ホームページのアドレスは、<http://dart.fss.or.kr> であり、主に定期公示（決算公告）の役割を果たしている。また、随時公示および招集通知、招集公告などは証券先物取引所の KIND System を使用する。

(47) 分割会社の不法行為債権に対して個別催告が持続的に要求される理由は、会社分割の場合、積極財産をひとつの会社に集中させる一方、債務は他方の会社に集中させるなど濫用に対する懸念があるからである（始関正光編、「Q&A 平成16年改正会社法—電子公告・株券不発行制度」, 商事法務, 2005年,

力がないために公告しなければならない事項、例えば、株主代表訴訟などを除いて、訴訟提起に関する公告などを公告対象から除外しなければならない。電子公告制度の導入とともに、会社の公告制度の簡略化が必要となる⁽⁴⁸⁾。

6 株主提案、株主総会招集請求、議決権の不統一行使

株主提案について、既存の書面による提案以外に、電子書類による提案が可能となるよう改正される。すなわち、議決権がない株式を除いて、発行済株式総数の100分の3以上に相当する株式を有する株主は、取締役に対し、会議日の6週間前に書面または「電子書類」で一定の事項を株主総会の目的事項として提案することができる（第363条の2第1項）。また、当該年度の株主は、取締役に対し、会議日の6週間前に、書面または「電子書類」で会議の目的事項に追加して、当該年度の株主が提出した議案の要領を招集通知と招集公告に記載することを求めることができる（同条第2項）。

また、少数株主（発行済株式総数の100分の3以上）の株主総会招集請求権についても、書面以外に電子書類によることもできると規定した（改正案第366条第1項）。

株主が二つ以上の議決権を有する場合には、これを統一しないで行使する議決権不統一行使についても、書面以外に電子書類によることもできると規定した（第368条の2第1項）。

7 取締役会の決議方式

現行商法上、取締役会の決議方式に関する規定は、取締役会を構成する取締役の全部または一部が直接会議に出席しないで、あらゆる取締役が「動映像および音声と同時に送・受信する通信手段」によって決議に参加できると規定している（現行商法第391条）。この規定に対し、通信技術の水準が低い国に勤務しているか出張中である取締役が取締役会に参加するのは困難であるという指摘が実務界からなされている。

ここから、商法改正案は、「動映像」に関する部分を削除し、「音声と同時に送・受信する遠隔通信手段」によって、取締役会の決議に参加できると規定した（改正案第391条）。改正案によれば、海外で勤務するか出張中で

63～64頁）。

(48) 前掲注(47)、81～82頁。

ある取締役が、カンファレンスコールなど電話を利用して取締役会会議に参加することが容易になるであろう⁽⁴⁹⁾。

8 株主総会における電子化手段

法務部の商法改正案は、株主総会の電子化の方式において「電子書類」と「電子的方法」という用語を混用している。すなわち、改正案第289条第3項電子公告と第368条の4電子投票には「電子的方法」という用語を使用し、第352条の2第1項電子株主名簿、第363条第1項および第2項株主提案、第366条少数株主による株主総会招集請求権、第363条の2の議決権の不統一行使などの場合に、「電子書類」という用語を使用している。これらの規定については、「電子的方法」という用語に統一して規定するのが望ましいと思われる。そして、前述したように、電子的方法の種類と内容については、商法施行令に具体的な詳細規定を置かなければならない。

9 電子株主総会の導入

法務部の商法改正案は、電子株主総会に関する特別規定を置いていない。従って、現行法の下でも電子株主総会を開催することができるという主張もあるが⁽⁵⁰⁾、特別な根拠法がなければ開催できないとする見解が通説である⁽⁵¹⁾。また、現実的に企業は事後紛争の要因となることを考慮して、法律に明確な根拠がなければ、新しい制度の実施を躊躇する傾向がある。

現行商法は、株主総会の招集地について定款に別途定めがなければ、本店所在地または隣接地で招集しなければならないと規定している（第364条）。日本の場合、2005年会社法の改正で株主総会招集地に関する改正前商法第233条を削除して電子株主総会の阻害要因の一つを廃止したが⁽⁵²⁾、韓国は今回の商法改正においてもこの条項をなお維持している。

(49) 前掲注(36)、鄭完溶233～234頁。

(50) 権鐘浩、「電子投票制度に関する一考察—鄭教授の『電子投票制度の導入のための法制整備方案』を読んで」、『商事法研究』第23巻第3号、(韓国商事法学会、2004) 175～179頁。

(51) 前掲注(12)、302～303頁。鄭燦亨、「株主総会の活性化のための制度改善方案」、『商事法研究』第23巻第3号(2004)、94頁。

(52) これは、大部分の株主が海外にいる場合などについて、株主総会の開催の便宜を考慮したものであり、電子株主総会の導入と関連する開催地に関する問題を解決した規定として評価される。

株主総会の電子化は、関連技術の発展によっていくつかの段階を踏まえて進展する見通しである。

まず、最初の段階として物理的場所で株主総会を開催しつつ、オンラインで中継する方式で運営されるであろう。このためには、オンラインで出席する株主を株主総会の出席者として認める旨の規定を設けなければならない。また、オンラインで株主総会を視聴しながら、直接電子投票をする場合、その効力を認める規定も必要である。

第二に、物理的場所で株主総会を開催し、オンラインで中継して、オンライン上において出席した株主が質問し、経営陣が質問に答える段階である。この場合に、現場にいる出席者とオンライン上の出席者の間において、議事運営を如何に公正に行うかが重要である。議事運営の公正性を確保するために、総会検査役などの選任が必要となる。

第三に、物理的な場所においてはまったく株主総会を開催しないで、サイト上のみで株主総会を開催する段階（バーチャル株主総会）である。この場合にも依然として最も重要な問題は、議事運営の公正性の確保および出席者間の発言機会などの公平性の保障である。これは、今後の技術発展および関連制度の補完により解決されるであろう。但し、バーチャル株主総会は、アメリカでも依然としてIT 先端企業など極一部の企業でのみ行われているにすぎないのが実情である。

三 おわりに

2006年韓国の商法改正案のIT 関連条項は、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本の会社法または株式法に反映された内容を主に含んでいるが、一部取り入っていない条項もある。IT 関連技術が発展したとしてもこれを会社法などに取り入れるのには、技術以外に会社制度ないしその社会構成員の意識変化が伴わなければならない。

例えば、電子投票の場合、少数株主の株主総会への参加を容易にすることによって、企業統治構造の改善に寄与している。但し、大株主は、株価差益のみに対して関心があり、会社経営には特別関心がない少数株主が株主総会に出席することを負担に思う傾向もある。これに対し、株式の分散度が高い企業を除いて、一部の大株主によって実質的に運営される会社の場合、企業の所有主がこれらの制度の導入に消極的である傾向も見受けられる。

特に、韓国の場合、株主総会の決議要件が弱化し、証券預託決済院による議決権行使制度の存置により会社が容易にこれを満たすことができるため、株主総会の形骸化が問題となる。しかし、市場から企業価値をありのままに評価されるためには、透明な企業統治構造が必須条件となり、この意味において株主総会の電子化は企業統治構造の改善をはかり、企業価値を高めることに資すると考えられる。株主総会の電子化は、今始まったばかりであるが、関連技術の発達および法制度の整備、そして、大株主の意識変化に従って今後持続的に発展することが期待される。